

令和元年12月5日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和元年12月5日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課課長補佐	山下 佐千子

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただ今より、令和元年第4回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶いただきます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

もう、「光陰矢のごとし」と言いますけども、もう師走の声を聞きました。そして今日から12月の定例議会が始まるということでもありますけども、議員の皆様方には大変ご多用中のところだとは思いますが、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、常日頃から議員活動にご精励いただいて多度津町の町民の皆様様の幸せの向上や、また、町の発展のために常にご尽力、ご貢献いただいておりますことに感謝を申し上げます。今日もこの12月定例会でも様々な議案を提出させていただいております。

どうか議員の皆様方の忌憚のないご意見を頂戴し、また、慎重審議をお願いを申し上げます。議案の議決をしていただきますことをお願いをして、開会に際してのご挨拶といたします。

どうかよろしく願いをいたします。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和元年第4回多度津町議会定例会は成立をいたしました。

これより、第4回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、7番 金井 浩三 君、13番 尾崎 忠義 君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

古川 幸義君。

議会運営委員会委員長（古川 幸義）

会期の件でございますが、本日12月5日より12月17日、火曜日までの13日間とし、詳細については議長の方でお諮りをお願いいたします。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より12月17日までの13日間とし、日程については、12月5日、木曜日、提案説明、6日、金曜日から8日、日曜日まで休会、9日、月曜日、一般質問、10日、火曜日、一般質問、11日、水曜日、総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、12日、木曜日、総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会の予備日、13日、金曜日から16日、月曜日まで休会、17日、火曜日、議案審議といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

なお、一般質問者が9名となっており、9日、月曜日は、通告順で1番から6番まで、10日、火曜日は、通告順で7番から9番までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より12月17日までの13日間とし、先に言いました日程によることに決定をいたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は2件で、タブレットに掲載しております通りでございます。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので報告いたします。

次に、監査委員より、例月現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告は、タブレットに掲載をしておりますので、朗読は省略をいたします。

次に、委員長報告を行います。

タブレットの諸般の報告の中に委員長報告を掲載しております。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

10月17日に開催されました新庁舎建設特別委員会の、委員長報告を求めます。

新庁舎建設特別委員会委員長、渡邊 美喜子君

新庁舎建設特別委員会委員長（渡邊 美喜子）

おはようございます。

新庁舎建設特別委員会結果報告について、令和元年10月17日に開催されました新庁舎建設特別委員会の結果を次のとおり報告する。

議題1、新庁舎建設基本設計図書【概要版】（案）について

審議結果、議題1について、委員、傍聴議員より、

一つ、立体駐車場から各階へのアプローチは雨に濡れないということだが、詳しく説明

してもらいたい。

一つ、2階からの移動は平行でなく垂直移動で1階に行くようになるのか。屋上になる3階は屋根がないので、3階を利用する議員などは雨に濡れながら出入口まで行くようになるのか。

一つ、太陽光発電については別途検討するということだが、消費電力とか緊急時の対応を考えてどのくらいの規模になるのかは検討中なのか。

一つ、台風19号の浸水によりタワーマンションの電源喪失があったが、新庁舎は1階の床上浸水があっても大丈夫とって良いのか。

一つ、通常の電源設備はどこに設置するのか。電気系統は1階床上浸水があっても問題がないとって良いのか。

一つ、庁舎上空に高压電線が通っているが、大地震での鉄塔倒壊による庁舎の安全面は大丈夫なのか。安心・安全の庁舎なので電力会社と検討してもらいたい。

一つ、監視カメラ設備を計画しているが、駐車場での来庁者の車両事故も多いので、防災面やセキュリティ全般を考えたカメラの配置によって総務課で映像確認ができるようなものを詳細設計では検討してもらいたい。

一つ、屋上のジェネレーターへは給油用の配管を設けるのか。

一つ、空調が天井カセット形になっているが、通常の吹き出しタイプなのか送風機からダクトで送るようになるのか。

一つ、機械設備計画には記載がないが、各部屋が独立して空調管理が可能になるのか。

一つ、執務室等の床は配管や配線を入れるようなフリーアクセスフロアの構造になっているのか。

一つ、自動火災報知機はついているが、スプリンクラー設備はつかないのか。

一つ、入退室管理設備の認証機器というのは、その決まった部屋だけになるのか。入ってくる全員を確認できるようにする考えはないのか。

一つ、職員の入退室管理とタイムカードを連動したシステムにすることを考えているのか。

一つ、議場の傍聴について、階下のフロアのモニターで視聴ができるように考えているのか。

一つ、実施設計に入ってから問題が発生した場合には、早目に議会に教えてもらいたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、立体駐車場1階からは建物の張り出しやピロティを介して雨に濡れずに出入口まで行ける計画にしており、各階へはエレベーターを使うことで雨に濡れないようにしているが、3階は屋上なので出入口までは濡れることになる。

一つ、太陽光発電については、実施設計で規模等を検討していく。

一つ、非常電源設備等は屋上に設けることで、浸水時の電源供給は安全な構造として

いる。

一つ、通常の変電設備も屋上での引き込みを考えているので、電気系統は1階床上浸水でも問題がないと考えている。

一つ、大地震時の鉄塔倒壊を想定した設計は検討していないが、鉄塔の耐震や耐風力の設計がどうなっているかは四国電力に確認したい。

一つ、屋上の非常電源設備等へは、1階に給油口を設けて上に揚げることになる。

一つ、大空間の場合はダクトでの送風を考えており、執務室は通常の天井吊りのカセット形を考えている。

一つ、各部屋で、それぞれ空調管理ができるように考えている。

一つ、執務室については、フリーアクセスフロアとなるO・Aフロアで考えている。

一つ、現時点では、法的なスプリンクラー設備の計画はしていない。

一つ、入退室管理の認証機器をつける部屋は実施設計で検討する予定であり、セキュリティがかかるところはICカードや生体認証で誰かを確認できるようにしていく。

一つ、職員の入退室管理とタイムカードを連動することは、今後検討しながら適切な方法を選択していく。

一つ、議会のモニター視聴については、今後のICTの中で検討していく。

一つ、実施設計で問題が発生した場合は、早目に相談させてもらいたい。

以上のような答弁があり、審査の結果、議題1については全会一致で本委員会として承認した。以上でございます。

議長（村井 勉）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

10月17日に行われました新庁舎建設特別委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

よって、新庁舎建設特別委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして町長報告であります。これにつきましても、既にタブレットに掲載しておりますので、朗読は省略いたします。

日程第4. 議案第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、

議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、
議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、

議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、

議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、
提案説明の都合上、一括議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長 山内君。

町長公室長（山内 剛）

おはようございます。

議案第1号から第5号までの5議案につきましては、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、全国全ての地方公共団体において、臨時・嘱託職員の任用根拠の明確化・適正化を行い、会計年度任用職員制度を導入することが求められました。地方公務員法第3条第3項第3号を法的根拠に特別職としての任用を行っておりました嘱託職員は、助言や調査を行うなど労働者性の低い職のみとするように厳格化され、地方公務員法第22条第2項または第5項を法的根拠に任用を行っておりました臨時職員につきましても本来の趣旨である正規職員に欠員が生じた際の緊急時のみの任用に厳格化されました。任用根拠に該当しなくなりました臨時・嘱託職員は、新たに創設されました会計年度任用職員制度へ移行することとなりました。

本町の嘱託職員・臨時職員につきましても現在のままでの法的根拠では任用できなくなるため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新設を行い、関係規定の整備を行うものであります。

1ページをご覧ください。条例案につきましては、第1条では本条例の趣旨について定めており、地方自治法第203条の2第4項、第204条第3項及び地方公務員法第24条第5項に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めることとしております。

第2条では、会計年度任用職員の給与について定めており、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定されております、フルタイム会計年度任用職員には給料と手当、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定されております、パートタイム会計年度任用職員には、報酬と手当として支給することを定めています。

1ページから3ページをご覧ください。第3条から第12条は、フルタイム会計年度任用職員の給与、手当の支給について規定しております。第3条では、（給料）について、第4条

では、（給料の支給）について規定しております。

第5条では、（通勤手当）、第6条では（時間外勤務手当）、第7条では、（休日勤務手当）、第8条では、（宿日直手当）について規定しております。

第9条では、（給料の端数処理について）、第10条では（期末手当）、第11条では（勤務1時間当たりの給与額）について、第12条では（給料の減額）について規定しております。

3ページ下段から7ページをご覧ください。第13条から第21条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当の支給について規定しております。第13条では、（報酬）について、第14条では、（時間外勤務に係る報酬）、第15条では、（休日勤務に係る報酬）、第16条では、（宿日直勤務に係る報酬）について規定しております。

第17条では、（報酬の端数処理）、第18条では、（期末手当）、第19条では、（報酬の支給）、第20条では（勤務1時間当たりの報酬額）、第21条では（報酬の減額）について規定しております。

7ページ下段をご覧ください。第22条では、フルタイム、パートタイムに関わらず、常勤職員と同様に給与から健康保険料等を控除できることを規定しております。

8ページをお開き下さい。第23条では、これまでの規定に関わらず、職務の特殊性を考慮して、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与等につきましては任命権者が別に定めることを規定しております。

第24条では、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当は、費用弁償として支給することを規定しております。

第25条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

8ページ中段からをご覧ください。附則といたしまして、第1項に施行期日を令和2年4月1日とすることを定めております。

8ページ下段から23ページをご覧ください。関係条例の整備として、第2項で、多度津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第3項は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正、第4項で職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正、第5項では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第6項では、職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第7項では、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第8項で、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について定めております。

続きまして、議案第2号から議案第5号までの提案説明を申し上げます。

本改正は本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、去る11月15日に勧告どおり閣議決定され、可決・公布されました。

本町におきましても、他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、関係条例につきまして所要の改正を行おうとするものであります。また、本年6月に「成年被後見人等の権利

の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、同法の中で、地方公務員法の一部が改正されたことにより、同じく関係する条文を改正するものです。

改正の主な内容につきましては、議案第2号では「議会議員の期末手当」について、議案第3号では「特別職の職員の期末手当」について、議案第4号では「教育長の期末手当」について、国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で0.05ヶ月分引き上げようとするものです。

議案第5号では「一般職員の給与」について、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて、官民格差等に基づく給与水準の改定のため、給与表を平均で0.1%引き上げるとともに、勤勉手当について、支給月数を年間0.05ヶ月分引き上げ、期末勤勉手当の合計を年間4.5ヶ月とすることとし、これらの改正措置を平成31年4月1日に遡及して適用するものであります。

それでは、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和元年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の165に、引き上げ分100分の5をプラスし、100分の170に改め、既に支給されている6月期分の100分の165と合わせて、年間支給割合を100分の335とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和2年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の335の半分、100分の167.5ずつ割り振り、6月期は100分の165から167.5に、第1条で改正しました12月期を100分の170から167.5とし、年間支給割合は、令和元年度と同様の100分の335とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和元年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の165に、引き上げ分100分の5をプラスし、100分の170に改め、既に支給されている6月期分100分の165と合わせて、年間支給割合を100分の335とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和2年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の335の半分、100分の

167.5ずつ割り振り、6月期は100分の165から167.5に、第1条で改正しました、12月期を100分の170から167.5とし、年間支給割合は、令和元年度と同様の100分の335とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和元年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の165に、引き上げ分100分の5をプラスし、100分の170に改め、既に支給されている6月期分100分の165と合わせて、年間支給割合を100分の335とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和2年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の335の半分、100分の167.5ずつ割り振り、6月期は100分の165から167.5に、第1条で改正しました、12月期を100分の170から167.5とし、年間支給割合は令和元年度と同様の100分の335とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1ページから4ページ下段までの第1条関係ですが、本年6月に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、同法の中で地方公務員法第16条第1項第1号「欠格条項」の「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことにより、関連する部分を一部改正するものです。

次に第2条関係ですが、4ページ下段から6ページ上段までをご覧ください。勤勉手当の改正でございます。

第20条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の令和元年12月期の勤勉手当について、現行の支給割合100分の92.5に、引き上げ分100分の5をプラスし、100分の97.5に改め、既に支給されている6月期分100分の92.5と合わせて、年間支給割合を100分の190とするものでございます。

次に給料表の改正ですが、6ページ上段から10ページ下段までにあります、別表第1（第3条関係）の新旧対照表をご覧ください。

再任用職員以外の職員につきまして、改正後の下線部分、1級の1号級から79号級まで、2級の1号級から47号級まで、3級の1号級から31号級まで、4級の1号級から15号級まで、5級の1号給から7号級まで、給料月額を増額改定しようとするものでございます。それぞれ、200円から2,000円の引き上げとなっております。

続きまして、第3条関係です。10ページ下段から12ページ上段までをご覧ください。勤勉手当の6月期と12月期の支給割合の改正でございます。年間支給割合については、変更ありませんが、6月期と12月期の支給割合を改正するものです。第20条第2項第1号の改正は、令和2年度以降の勤勉手当の年間支給割合を、再任用職員以外の職員について、第1条で改正しました6月期100分の92.5、12月期100分の97.5から、6月期と12月期に100分の95ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和元年度と同様の100分の190とするものです。

12ページ上段からをご覧ください。附則といたしまして、第1項において施行期日、第2項で、第1条及び第2条の適用日、第3項で、第2条の規定による改正前の条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこと、第4項で適用者の在職基準日、第5項でこの条例の施行に関し、必要事項は規則で定めることとされています。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第5号の5議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第6号、多度津町手数料条例の一部改正について、
議案第7号、多度津町印鑑条例の一部改正について、
議案第8号、船員法第19条の報告書の証明に関する条例の一部改正について、
提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民環境課長、石井君。

住民環境課長（石井 克典）

おはようございます。

それでは、議案第6号から議案第8号までを一括して提案説明申し上げます。

議案第6号、多度津町手数料条例の一部改正につきましては、狂犬病予防法の規定に基づく狂犬病予防事務の内、狂犬病予防注射の実施や注射済み票の作成等、一部の業務を香川県内の全市町が同一金額にて香川県獣医師会へ委託しているところでございますが、他県の狂犬病予防注射手数料と比較考量しても低額であることから、県内全市町で協議を行った結果、手数料の改定が妥当との結論に至り、本条例を改正しようとするも

のでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

1ページの新旧対照表をご覧ください。アンダーラインを引いた所が改正箇所でございます。別表（第2条関係）の内「6 狂犬病予防法に係るもの」の「(2) 狂犬病予防注射手数料」を「1件につき 2,300円」から「2,450円」に改めるものでございます。

なお、附則において施行日は、令和2年4月1日と規定をしております。

続きまして、議案第7号、多度津町印鑑条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本年6月14日に公布されました「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、成年被後見人等の人権が遵守され、成年被後見人であることを理由に不当に差別される事の無いよう、法の趣旨を踏まえて適正化するために、これまで印鑑登録資格から除外されておりました「成年被後見人」という文言を改正し、成年被後見人が印鑑登録を受けることができるように、本条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1ページの新旧対照表をご覧ください。アンダーラインを引いた所が改正箇所でございます。

第2条第2項は印鑑登録対象者から除外される者の規定でございますが、成年被後見人という表現を「意思能力を有しない者」と改めることで、成年被後見人の印鑑登録を受けることができるように改正するものでございます。

下段の第5条第2項及び2ページ中段をご覧ください。

第6条第1項第3号は、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号、自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あての通知）の本年12月14日からの一部改正に基づく字句の修正でございます。

なお、附則において施行日は「公布の日から施行し、改正後の多度津町印鑑条例の規定は、令和元年12月14日から適用する。」と規定をしております。

続きまして、議案第8号、船員法第19条の報告書の証明に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は工業標準化法が一部改正され、令和元年7月1日より産業標準化法が施行されたことにより、当該法に基づく日本工業規格が日本産業規格に改められました。このことにより、日本工業規格の表記がされている当該条例の別記様式について字句の整理を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。今回の改正は別記様式中の字句の修正でございます。

2ページをご覧ください。別記様式中の「（日本工業規格B列5号）」を削除し、字句の整理を行うものでございます。

なお、附則において施行日は、「公布の日から施行する。」と規定をしております。
以上、簡単ではございますが、議案第6号から議案第8号までを一括して提案説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第9号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正について、
議案第10号、多度津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、
議案第11号、多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について、
議案第12号、多度津町保育の利用に関する条例の一部改正について、
提案説明の都合上、一括議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、富木田君。

健康福祉課長（富木田 笑子）

おはようございます。

議案第9号から議案第12号まで一括して提案説明させていただきます。

議案第9号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、地域住民の健康の保全及び高齢者等の福祉の増進等を目的とした多度津町社会福祉施設（通称、多度津町町民健康センター）について、条例で定める使用料金が、町内他施設及び近隣自治体施設よりも高額であり、使用者の固定化や使用率が低い現状にあることから、今後の使用者の利便性や施設の使用率の拡充を図るため、使用料等を改めようとするものです。また、改正内容に準じ、あわせて字句の整備等を行うものです。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。アンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。

まず、第11条中、「かかる」のひらがな標記を漢字表記に、また、「別表」を「別表第1及び別表第2」に改めるものです。

次に、第12条は「別表」の後に「第1及び第2」を追加するものです。

2ページをご覧ください。第15条第1項第2号は「第8条」を「第9条」に改めるものです。

次に「別表」を「別表第1」に改め、使用料について、それぞれの使用室の使用料及び冷暖房料を1時間当たりで定めておりましたが、半日当たりの使用料とし、多目的ホールは午前7,000円、午後8,000円、和室は午前1,500円、午後2,500円、クッキングルームは午前3,000円、午後4,000円に改め、冷暖房を使用する場合は、それぞれの使用料の

30%を加算することと改めるものです。なお、図書資料展示室は、多目的ホールを仕切って利用した場合の使用室名でありましたが、仕切って使用することはほとんどなく、今回、多目的ホールとして一体的に使用することとし、削除するものです。

次に、別表第1の2は使用時間について定めておりましたが、別表第1で規定したため、「使用者が多度津町以外に住所を有する場合は、使用料の10%を加算する」に改めるものです。

次に、別表第1の3は「使用目的が物販販売等営業目的の場合は、使用料の50%を加算する」を追加するものです。

次に3ページをご覧ください。

「2 老人健康施設使用料」を「別表第2（第11条関係）老人健康施設使用料」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の提案説明をさせていただきました。

続きまして、議案第10号、多度津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は「災害弔慰金の支給等に関する法律」が、6月7日に一部改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、災害援護資金の貸付けを受けた者がおかれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予について法律上明確化するとともに、これまでは死亡又は重度障がいによる場合のみ償還が免除されることとされておりましたが、破産手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けたときについても、償還未済額の全部又は一部の償還を免除できることとなり、償還免除事由の拡大が行われたことを受け、引用条項の整理を行うものです。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。アンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。

第15条第3項の条文中、「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布日から施行するものです。

以上、簡単ですが、議案第10号の提案説明をさせていただきました。

続きまして、議案第11号、多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が10月3日に一部改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、これまで厚生労働省令にて定められておりました、本事業に従事する放課後児童支援員の基準が従うべき基準から参酌すべき基準に見直されたことから、認定資格研修の修了予定者を放課後児童支援員としてみなす経過措置について3年間期間延長することと新たに規定しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。アンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。

附則第2項「経過措置」の表は、第1欄に国運営基準における附則第2条を追加し、第2欄に国運営基準の職員の経過措置として「平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする。」とし、第3欄に町運営基準と適用する字句として「令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする。」を加えるものです。

以上、簡単ではございますが、議案第11号について提案説明を申し上げます。

続きまして、議案第12号、多度津町保育の利用に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は「子ども・子育て支援法」が5月17日に一部改正され、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、幼児教育・保育無償化に伴い、「保育認定」の語を「保育給付認定」に改めるものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。アンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。

まず、第2条の見出し及び第2項各条文中は「保育認定」を「保育給付認定」に改めるものです。

同じく、第3条及び2ページの第5条につきましても「保育認定」を「保育給付認定」に改めるものです。

以上、簡単ではございますが、議案第12号について提案説明を申し上げます。

議案第9号から議案第12号まで一括して提案説明させていただきました。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第13号、多度津町公共下水道条例の一部改正について、を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

おはようございます。

議案第 13 号、多度津町公共下水道条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。本条例の一部改正は、令和 2 年度より企業団統合料金システムの運用の開始に伴い、下水道使用料の徴収方法等に変更が生じるため、多度津町公共下水道条例の所要の改正を行うもので、改正内容につきましては、香川県広域水道企業団水道事業給水条例で規定しております水道料金徴収方法を準拠することに伴う、条文の字句を改めるものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

1 ページをご覧ください。下線部の箇所が改正部分でございます。

第 16 条は「使用料の徴収」に関する規定で第 2 項の「使用料は、納入通知書による直接納入、口座振替又は集金の方法により毎月徴収する」を「使用料の徴収方法は、香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成 30 年香川県広域水道企業団条例第 23 号。以下「企業団給水条例」という。）の水道料金徴収方法の規定の例による。」に改めるものでございます。

次に、第 17 条は「使用料の算定」に関する規定で、第 1 項の下線部の「、毎使用月において」を削除するものでございます。

次に、2 ページをご覧ください。第 2 項の「水道の」を「企業団給水条例の規定により算出した」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和 2 年 2 月 1 日から施行すると規定するものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第 13 号、多度津町公共下水道条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 14 号、多度津町消防団条例の一部改正について、を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長、阿河君。

消防長（阿河 弘次）

おはようございます。

議案第14号、多度津町消防団条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行さ

れ、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について、必要な見直しを行うこと等が定められました。更に令和元年6月に先の法律に基づき「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されました。このことを踏まえ、本条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、1ページ中段部分をご覧ください。アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。

第6条第1号を削り、第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、これは字句の改正でございます。また同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号といたします。

続きまして、第7条第2項第1号中の「第3号」を「第2号」とし、前条の号ずれに合わせるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第15号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第15号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額97億1,680万円に、歳入歳出それぞれ2億6,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億7,790万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

5ページをお開き下さい。

「第2表 債務負担行為の補正」に記載してありますように、じん芥処理運搬車購入費について、令和元年度から令和2年度において、800万円を限度額として債務負担行為

を行うものでございます。

1 ページに戻り、第3条は、地方債の補正です。

6 ページをお開き下さい。「第3表 地方債の補正」に記載してありますように、児童福祉施設整備事業を0円に、清掃運搬施設整備事業を0円に、道路整備事業を1億3,560万円に、港湾整備事業を2,830万円に、消防施設整備事業を5,110万円に、保健体育施設整備事業を650万円に、それぞれ補正するものでございます。さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは総務費、農林水産業費、土木費など。減額補正は衛生費、消防費となっております。

歳入におけます増額補正の主なものは、寄附金、繰入金、繰越金など。減額補正は県支出金、諸収入となっております。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。

28 ページをお開き下さい。款1. 議会費は30万2千円の増額補正により1億1,499万1千円に改めるもので、項1. 議会費、目1. 議会費の増額でございます。

30 ページをお開き下さい。款2. 総務費は1,110万6千円の増額補正により17億770万8千円に改めるものでございます。項1. 総務管理費は1,328万1千円の増額で、内訳としては、目1. 一般管理費139万1千円の増額、目2. 文書広報費20万4千円の増額、目5. 財産管理費150万円の増額、目6. 企画費925万1千円の増額、目8. 出張所費2万4千円の増額、目9. 地方振興費6万3千円の増額、目10. 交通安全対策費84万8千円の増額でございます。項2. 徴税費は246万円の減額で、内訳としては、目1. 税務総務費110万5千円の減額、目2. 賦課徴収費135万5千円の減額でございます。

32 ページをお開き下さい。項3. 戸籍住民基本台帳費は28万5千円の増額で、目1. 戸籍住民基本台帳費の増額でございます。

34 ページをお開き下さい。款3. 民生費は29万5千円の増額補正により29億5,963万9千円に改めるものでございます。項1. 社会福祉費は258万5千円の増額で、内訳としては、目1. 社会福祉総務費312万2千円の減額、目2. 国民年金費5万8千円の増額、目3. 老人福祉費214万9千円の増額、目4. 総合福祉センター費50万円の増額、目7. 障害者福祉費300万円の増額でございます。項2. 児童福祉費は229万円の減額で、内訳としては、目1. 児童福祉費1,613万7千円の減額。

36 ページをお開き下さい。目2. 児童保育費1,384万7千円の増額でございます。

38 ページをお開き下さい。款4. 衛生費は1,942万5千円の減額補正により7億2,012万3千円に改めるものでございます。項1. 保健衛生費は161万6千円の減額で、内訳としては、目1. 保健衛生総務費8万1千円の増額、目2. 予防費74万1千円の減額、目3. 環境衛生費103万8千円の減額、目5. 環境保全費8万2千円の増額でございます。項2. 清掃費は1,780万9千円の減額で、内訳としては、目1. 清掃総務費771万円の減額、目2. し尿処理費4万8千円の増額、目3. じん芥処理費1,014万7千円の減額でございます。

42 ページをお開き下さい。款 6. 農林水産業費は 1,157 万 1 千円の増額補正により 2 億 9,270 万 6 千円に改めるものでございます。項 1. 農業費は 1,077 万 1 千円の増額で、内訳としては、目 1. 農業委員会費 7 万 9 千円の増額、目 2. 農業総務費 70 万 7 千円の増額、目 3. 農業振興費 836 万 9 千円の増額、目 4. 農地費 161 万 6 千円の増額でございます。項 3. 水産業費は 80 万円の増額で、目 2. 漁港建設費の増額でございます。

44 ページをお開き下さい。款 7. 商工費は 42 万 2 千円の増額補正により 1 億 3,404 万 2 千円に改めるもので、項 1. 商工費の増額でございます。内訳としては、目 1. 商工総務費 9 万円の減額、目 3. 観光費 51 万 2 千円の増額でございます。

46 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は 2 億 4,919 万 3 千円の増額補正により 16 億 8,283 万 1 千円に改めるものでございます。項 1. 土木管理費は 2 億 2,620 万 1 千円の増額で、目 1. 土木総務費の増額でございます。項 2. 道路橋梁費は 1,578 万 5 千円の増額で、内訳としては、目 1. 道路橋梁総務費 4 万円の増額、目 2. 道路維持修繕費 120 万円の増額、目 3. 道路新設改良舗装費 1,358 万 5 千円の増額、目 4. 交通安全施設整備費 96 万円の増額でございます。項 3. 河川費は 51 万円の増額で、内訳としては、目 1. 河川総務費 1 万円の増額、目 2. 河川改良費 50 万円の増額でございます。項 4. 港湾費は 643 万円の増額で、内訳としては、目 1. 港湾管理費 3 万円の増額、目 2. 港湾建設費 640 万円の増額でございます。

48 ページをお開き下さい。項 5. 住宅費は 22 万 1 千円の増額で、目 1. 住宅管理費の増額でございます。項 6. 都市計画費は 4 万 6 千円の増額で、目 1. 都市計画管理費の増額でございます。

50 ページをお開き下さい。款 9. 消防費は 5 万 5 千円の減額補正により 4 億 831 万 3 千円に改めるもので、項 1. 消防費の減額でございます。内訳としては、目 1. 常備消防費 150 万 3 千円の増額、目 2. 非常備消防費 50 万 7 千円の減額、目 3. 消防施設費 98 万 8 千円の減額、目 5. 水難救済会費 6 万 3 千円の減額でございます。

52 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 769 万 1 千円の増額補正により 9 億 3,989 万 9 千円に改めるものでございます。項 1. 教育総務費は 124 万 2 千円の増額で、内訳としては、目 1. 教育委員会費 3 万 6 千円の増額、目 2. 事務局費 120 万 6 千円の増額でございます。項 2. 小学校費は 165 万 1 千円の増額で、内訳としては、目 1. 学校管理費 91 万 8 千円の増額、目 2. 教育振興費 22 万 7 千円の増額、目 3. 学校建設費 50 万 6 千円の増額でございます。項 3. 中学校費は 142 万 2 千円の増額で、内訳としては、目 1. 学校管理費 113 万 9 千円の増額、目 2. 教育振興費 28 万 3 千円の増額でございます。項 4. 幼稚園費は 270 万 1 千円の増額で、目 1. 幼稚園費の増額でございます。

54 ページをお開き下さい。項 5. 社会教育費は 21 万 9 千円の増額で、目 1. 社会教育総務費の増額でございます。項 6. 保健体育費は 45 万 6 千円の増額で、内訳としては、目 2. 学校給食共同調理場費 474 万 7 千円の減額、目 3. 体育施設費 520 万 3 千円の増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12 ページをお開き下さい。款 9. 国庫支出金は 811 万 6 千円の増額補正により 10 億 8,365 万円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は 1,136 万 1 千円の増額で、内訳としては、目 1. 民生費国庫負担金 1,089 万 1 千円の増額、目 4. 教育費国庫負担金 47 万円の増額でございます。項 2. 国庫補助金は 324 万 5 千円の減額で、目 2. 農林水産業費国庫補助金 117 万 3 千円の増額、目 3. 民生費国庫補助金 121 万円の減額、目 6. 教育費国庫補助金 48 万 2 千円の増額、目 7. 衛生費国庫補助金 369 万円の減額でございます。

14 ページをお開き下さい。款 10. 県支出金は 86 万 8 千円の減額補正により 6 億 7,969 万 7 千円に改めるものでございます。内訳としては、項 1. 県負担金は 696 万 5 千円の減額で、目 1. 民生費県負担金 720 万円の減額、目 4. 教育費県負担金 23 万 5 千円の増額でございます。項 2. 県補助金は 609 万 7 千円の増額で、目 2. 民生費県補助金 99 万円の減額、目 3. 衛生費県補助金 257 万 6 千円の減額、目 4. 農林水産業費県補助金 643 万 1 千円の増額、目 6. 土木費県補助金 245 万円の増額、目 8. 教育費県補助金 78 万 2 千円の増額でございます。

16 ページをお開き下さい。款 11. 財産収入は 201 万 5 千円の増額補正により 1,398 万 3 千円に改めるもので、項 2. 財産売払収入の増額でございます。内訳としては、目 1. 不動産売払収入 171 万 7 千円の増額、目 3. 物品売払収入 29 万 8 千円の増額でございます。

18 ページをお開き下さい。款 12. 寄附金は 1,924 万 5 千円の増額補正により 1 億 9,324 万 6 千円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の増額でございます。

20 ページをお開き下さい。款 13. 繰入金は 1 億 9,697 万 5 千円の増額補正により 7 億 9,667 万 3 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金、目 2. 財政調整基金繰入金の増額でございます。

22 ページをお開き下さい。款 14. 繰越金は 3,521 万 7 千円の増額補正により 1 億 1,238 万 2 千円に改めるもので、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。款 15. 諸収入は 740 万円の減額補正により 2 億 3,600 万 4 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の減額でございます。

26 ページをお開き下さい。款 16. 町債は 780 万円の増額補正により 13 億 945 万 8 千円に改めるもので、項 1. 町債の増額でございます。内訳としましては、目 1. 民生債 120 万円の減額、目 2. 衛生債 600 万円の減額、目 3. 土木債 1,420 万円の増額、目 4. 消防債 290 万円の減額、目 5. 教育債 370 万円の増額でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 97 億 1,680 万円に 2 億 6,110 万円を追加し、99 億 7,790 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第16号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）、議案第17号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）、提案説明の都合上、一括議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

おはようございます。

議案第16号及び議案第17号を一括して提案説明を申し上げます。まず、議案第16号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）についてでございます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額26億5,520万円に、歳入歳出それぞれ1億2,880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,400万円とするものでございます。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは保険給付費で、減額の主なものは総務費と直診会計繰出金でございます。一方、歳入における増額の主なものは県支出金と繰越金、減額の主なものは繰入金でございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

国12ページをお願いします。

款1. 総務費は100万1千円減額し4,626万4千円とするものでございます。消耗品費の増額、人件費の減額により項1. 総務管理費を100万1千円減額するものです。

款2. 保険給付費は1億3,230万1千円増額し20億1,530万9千円とするものでございます。項1. 一般被保険者療養諸費は一般被保険者の療養諸費の増加により1億円の増額。項4. 一般被保険者高額療養費は一般被保険者の高額療養費の増加により3,000万円の増額。項6. 出産育児諸費は出産件数の増加により210万1千円の増額。項7. 葬祭諸費は葬祭件数の増加により20万円の増額とするものです。

款9. 諸支出金は250万円減額し2,080万2千円とするものでございます。項2. 繰出金は、直診会計への繰出金を250万円減額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。国10ページをお願いします。

款4. 県支出金は1億3,000千万円増額し20億4,014万6千円とするものでございます。

項1. 県負担金は、歳出の保険給付費の増額にあわせて、県が負担する保険給付費等交付金（普通交付金）を1億3,000万円増額するものです。

款6. 繰入金は5,210万1千円減額し2億3,942万4千円とするものでございます。項1. 他会計繰入金は、歳出の総務費等の減額により210万1千円の減額。項2. 基金繰入金は、不用見込である基金繰入金を5,000万円減額するものです。

款 7. 項 1. 繰越金は 5,090 万 1 千円増額するものでございます。歳入の基金繰入金の減額、および歳出の出産育児諸費と葬祭諸費の増額に対し、前年度からの繰越金のうち 5,090 万 1 千円を予算化するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 1 億 2,880 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 27 億 8,400 万円とするものでございます。

次に、議案第 17 号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）についてでございます。

直 1 ページをお願いします。

はじめに、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算」の名称を「令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものといたします。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 3,240 万円から、歳入歳出それぞれ 210 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,030 万円とするものです。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは医業費で、減額の主なものは総務費でございます。一方、歳入における増額の主なものは繰越金で、減額の主なものは繰入金でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

直 12 ページをお願いします。款 1. 総務費、項 1. 施設管理費は、人件費の減額により 250 万円減額し 2,363 万 9 千円とするものでございます。

款 2. 医業費、項 1. 医療諸費は、医薬材料費を 40 万円増額し 656 万円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。直 10 ページをお願いします。

款 3. 繰入金、項 1. 他会計繰入金は 250 万円減額し 1,710 万円とするものでございます。

総務費の減額に対する財源として、国保会計繰入金を 250 万円減額するものです。款

4. 項 1. 繰越金は 40 万円増額し 40 万 1 千円とするものでございます。歳出の医業費の増額により前年度繰越金のうち、40 万円を予算化するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 210 万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,030 万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 16 号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）及び議案第 17 号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）を一括して提案説明させていただきました。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 11. 議案第 18 号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）、

を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

それでは、議案第18号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをご覧ください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額10億9,640万円に、歳入歳出それぞれ2,400万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,040万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は公債費の減額補正。総務費、下水道費の増額補正でございます。

一方、歳入は下水道使用料、町債の減額補正。下水道受益者負担金、繰入金の増額補正でございます。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、下4ページをお開き下さい。

第2表、地方債の補正につきましては、限度額を3億1,680万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。歳出といたしましては、款1.総務費を183万8,000円の増額補正し、2億147万円に改めるものでございます。

これは、項2.業務管理費の主にポンプ場設備保守委託料の減額、公課費の増額補正によるものでございます。

款2.下水道費を2,301万2,000円増額補正し、2億6,680万3,000円に改めるものでございます。

これは、項1.下水道費の主に堀江第3排水区雨水管渠実施設計業務委託及び取付管工事に係る委託料の増額によるものでございます。

款3.公債費を85万円減額補正し、6億5,212万7,000円に改めるものでございます。

これは、項1.公債費の主に長期債償還元金の増額、長期債償還利子の減額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。下10ページをお開き下さい。

款1.分担金及び負担金を104万3,000円増額補正し、187万3,000円に改めるもので、これは項1.負担金の増額によるものでございます。

款2.使用料及び手数料を2,320万円減額補正し、2億3,260万2,000円に改めるもので、これは項1.使用料の減額によるものでございます。

款5.繰入金を2億2,505万7,000円増額補正し、4億9,985万1,000円に改めるもので、これ

は項1. 他会計繰入金の増額によるものでございます。

款8. 町債を1億7,890万円減額補正し、3億1,680万円に改めるもので、これは、項1. 町債の減額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額10億9,640万円に2,400万円を増額し、11億2,040万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第18号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12. 議案第19号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第19号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

介1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額24億8,900万円に、歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,030万円とするものでございます。

今回の補正の内、歳出における増額の主なものは総務費で、減額の主なものは基金積立金でございます。一方、歳入における増額の主なものは一般会計繰入金でございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

介12ページをお願いします。

款1. 総務費は99万9千円増額し7,061万4千円に改めようとするもので、項1. 総務管理費は一般職員の人件費89万8千円を増額。項3. 介護認定審査会費は認定調査費1万円の増額。

項7. 計画策定委員会費は委員報酬及び費用弁償9万1千円の増額でございます。

款2. 保険給付費は総額での増減はありませんが、項1. 介護サービス等諸費は850万円の減額。項2. 介護予防サービス等諸費は840万円の増額で、内訳としまして目1. 介護予防サービス給付費720万円の増額。

介14ページをお願いします。目7. 介護予防サービス計画給付費120万円の増額。項3. その他諸費は手数料10万円の増額でございます。

款5. 地域支援事業費は39万円の増額により1億4,379万2千円に改めようとするもので、項1. 介護予防・日常生活支援総合事業費は36万円の増額。内訳としまして、目3. 介護予

防・生活支援サービス事業費6万円増額。目6. 一般介護予防事業費30万円の増額は、高齢者集いの場事業を実施する団体等への補助金でございます。項2. 包括的支援事業・任意事業費は、通信運搬費3万円の増額でございます。

介16ページをお願いします。

款6. 項1. 基金積立金は8万9千円の減額により4,822万4千円に改めようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

介10ページをお願いします。

款3. 国庫支出金は10万2千円の増額により5億3,383万3千円に改めようとするもので、項2. 国庫補助金10万2千円の内訳としまして、目2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）9万円の増額。目3. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1万2千円の増額でございます。

款4. 項1. 支払基金交付金は9万7千円の増額により6億462万2千円に改めようとするものでございます。

款5. 県支出金は5万1千円の増額により3億4,171万円に改めようとするもので、項2. 県費補助金5万1千円の増額。内訳としまして、目1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）4万5千円の増額。目2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）6千円の増額でございます。

款8. 繰入金、項1. 一般会計繰入金は105万円の増額により3億6,165万2千円に改めようとするもので、内訳としまして、目2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）4万5千円の増額。目3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）6千円の増額。目4. その他一般会計繰入金99万9千円の増額でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ130万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億9,030万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第19号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）の提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13. 議案第20号、多度津町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第20号、多度津町農業委員会委員の選任につきまして提案の説明を申し上げます。

農業委員の欠員に伴い、その後任として西山 正美 氏を選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。西山 氏の生年月日、住所につきましては記載のとおりであり、人格・見識ともに優れ、かつ、農業行政に理解があることから、農業委員に最適任であると考えております。なお、任期は令和元年 12 月 5 日から令和 2 年 7 月 19 日まででございます。

どうかよろしくご同意のほどお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 20 号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期する為、多度津町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 1 号から議案第 5 号まで及び議案第 14 号から議案第 19 号までの 11 議案を、総務教育常任委員会に、議案第 6 号から議案第 13 号までの 8 議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

異議なしと認めます。

よって、19 議案を会期中の総務教育常任委員会、及び建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会いたします。

ありがとうございました。

散会 午前10時42分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和元年12月5日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記